

諮問第4号

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

宝塚市の区域の人権擁護委員13人のうち1人の任期が、平成30年12月31日をもって満了するため、次の者を委員の候補者として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成30年（2018年）9月3日提出

宝塚市長 中 川 智 子

人権擁護委員の候補者として推薦しようとする者

住 所



氏 名 坂 上 要 一

※個人情報保護のため、一部マスキングをしています。

諮問第4号

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員の候補者として推薦しようとする者

住所 [REDACTED]
氏名 坂上 要一
生年月日 [REDACTED]
学歴 [REDACTED] 卒業
職歴 昭和48年 4月 関西電力株式会社入社
昭和51年 4月 関西電力株式会社法規室配属
平成11年 6月 関西電力株式会社総務室法務部長
平成13年 4月 大阪大学大学院法学研究科客員教授(文部科学省非常勤講師)
平成17年 6月 関西電力株式会社支配人監査役室長
平成20年 6月 株式会社関電L&A 常務取締役
平成22年 6月 株式会社関電L&A 取締役社長
平成24年 5月 大道自治会副会長
現在に至る。
平成27年 6月 株式会社関電L&A 相談役
平成28年 1月 人権擁護委員
現在に至る。

人権擁護委員法(抜粋)

(委員の推薦及び委嘱)

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域(北海道にあつては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。)内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8 (略)

※個人情報保護のため、一部マスキングをしています。